

## 居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算に関するQ & A

【沼津市：平成30年8月22日版】

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について、Q & Aを以下のとおりまとめました。

「正当な理由」について、何より大事なものは、「**利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って**」いるかどうかです。

居宅介護支援は、「**利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない**」「**特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない**」とされている点にも十分留意し、常に利用者の立場に立って日々の業務にあたっていただきますよう改めてお願いします。

### 【手続き等】

問1 すべてのサービスの紹介率が80%を超えていない場合でも、特定事業所集中減算に関する書類は作成しなければいけないのですか？

答1 紹介率の状況にかかわらず、**すべての居宅介護支援事業所は、毎年2回、前期判定分は9月15日まで、後期判定分は3月15日までに、特定事業所集中減算に関する書類を作成する必要があります。**

また、作成した書類は2年間保存する必要があります。

問2 参考として示されている「居宅サービス計画数の計算例」のような書類は、必ず作成しなければいけないのですか？

答2 「居宅サービス計画数の計算例」は、特定事業所集中減算に関する書類を作成するための参考としてお示ししたものであり、サービスごとの紹介率が適切に算出できれば、必ずしも作成する必要はありません。

なお、作成した場合には、提出していただく必要はありませんが、紹介率の算出根拠資料として、2年間の保存をお願いします。

問3 いずれかのサービスのうち1つでも正当な理由がなく紹介率が80%を超えている場合は、すべての利用者に対して、半年間減算となるのですか？

答3 そのとおりです。

問4 紹介率が「80%を超えた場合」とありますが、80%は減算になるのですか？  
また、小数点以下の処理はどうなるのですか？

答4 ちょうど80%の場合は、80%を超えていないので、減算にはなりません。  
このため、本来は、四捨五入等の小数点以下の端数処理は不要ですが、記録上は便宜的に小数点以下第3位で切り上げ処理をして記載してください。

<例>

計算結果	減算の有無	記録上の記載
79.999%	減算になりません。	80%
80%	減算になりません。	80%
80.001%	減算の対象となります。	80.01%

問5 半年間の減算期間中に、紹介率が改善した（すべてのサービスの紹介率が80%以下）場合でも半年間は減算し続けなければいけないのですか？

答5 そのとおりです。  
半年間ごとの判定期間の結果をもとに、その後の半年間の減算の有無を判断します。  
このため、紹介率が改善した点については、次の判定期間において勘案されることとなります。

区分	判定期間	作成期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～翌2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

問6 月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している場合で紹介率が80%を超えた場合でも、「特定事業所集中減算に関する届出書」は提出しなければいけないのですか？

答6 そのとおりです。  
正当な理由があるかどうかは市が判断しますので、紹介率が80%を超えるサービスが1つでもある場合は、**正当な理由に該当していると考えられる場合であっても**、「特定事業所集中減算に関する届出書」の**提出が必要**となります。

問7 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書」（加算届）の提出は必要ですか？

答7 そのとおりです。  
減算適用の有無が変わる場合には、「介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書」に必要書類を添付して提出してください。

減算適用の有無	加算届の提出の有無
減算なし ⇒ 減算あり	必要
減算あり ⇒ 減算なし	必要 ※提出を忘れがちなので注意してください。
減算あり ⇒ 減算あり	不要

## 【計算方法等】

問8 居宅サービス計画数の計算には、受託して作成した介護予防サービス計画の数は含まれるのですか？

答8 特定事業所集中減算の算定手続における居宅サービス計画数には、介護予防サービス計画の数は含みません。

**あくまで、居宅サービス計画のみが対象**となります。

問9 居宅サービス計画数は、利用実績がない利用者分も含まれるのですか？

答9 居宅サービス計画数は給付管理を行った利用者数でカウントします。

このため、利用実績がない利用者（居宅サービス計画は作成してあるが長期入院で1月以上介護保険サービスの利用がまったくなかった利用者等）については、**利用実績がなかった月についてはカウントしません。**

問10 新規の要介護認定申請中や区分変更申請中などにより、要介護認定結果が出ていない利用者の給付管理は月遅れで行われることとなりますが、この場合の計画数のカウントはどのように行えばよいですか？

答10 給付管理を行った月ではなく、**サービスを提供した月でカウント**します。

例えば4月サービス提供分について、6月に月遅れで5月サービス提供分とあわせて給付管理を行った場合、4月サービス提供分は、5月ではなくあくまで4月分の件数としてカウントします。

問11 紹介率の算出は、事業所単位で行えばよいですか？

答11 紹介率は、サービスごとに、**事業所単位ではなく法人単位で計算**してください。

このため、1つのサービスで、同一法人が運営する複数の事業所を計画に位置付けている場合は、特に注意してください。

<例>

通所介護の利用者20人のうち、A法人が運営するX事業所の利用者が10人、A法人が運営するY事業所の利用者が8人、他の法人の事業所の利用者が2人の場合  
A法人は  $(10 + 8) \div 20 = 0.9 = 90\%$  になります。

問12 1人の利用者が、同一法人が運営する複数の事業所を利用している場合、どのように計算すればよいですか？

答12 あくまで法人単位で計算しますので、1人の利用者が、同一法人が運営する複数の事業所を利用した場合でも当該法人を位置付けた居宅サービス計画数（分子）は1件で数えます。

<例>

通所介護の利用者20人のうち、A法人が運営するX事業所のみ利用者が10人、A法人が運営するX事業所とY事業所を併用している利用者が6人、B法人のZ事業所のみ利用者が4人の場合

A法人は  $(10 + 6) \div 20 = 0.80 = 80\%$

B法人は  $4 \div 20 = 0.20 = 20\%$  になります。

問 13 1人の利用者が、複数の法人の同一サービスを利用している場合、どのように計算すればよいですか？

答 13 各法人を位置付けた居宅サービス計画数（分子）はそれぞれ1件、サービス計画を位置付けた計画数（分母）は利用者1人につき1件で数えます。

<例>

訪問介護の利用者20人のうち、A法人のみの利用者が15人、B法人のみの利用者が3人、両方を利用している利用者が2人の場合

A法人は  $(15 + 2) \div 20 = 0.85 = 85\%$

B法人は  $(3 + 2) \div 20 = 0.25 = 25\%$  になります。

問 14 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったが、どのように計算すればよいですか？

答 14 特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、以下のどちらかの計算方法を選択してください。

**計算方法① 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれについて計算する。（2つのサービスを分けて計算する方式）**

この場合、届出書の通所介護の欄の地域密着型通所介護との合算の『しない』に丸をつけてください。

**計算方法② 通所介護及び地域密着型通所介護のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護及び地域密着型通所介護について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算する。（2つのサービスを分けずに一体として計算する方式）**

この場合、届出書の通所介護の欄の地域密着型通所介護との合算の『する』に丸をつけ、地域密着型通所介護の欄は何も記入しないでください。

<例>

通所介護を位置付けた居宅サービス計画数 20人

（うちA法人の利用者18人、B法人の利用者2人）

地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数 12人

（うちA法人の利用者9人、B法人の利用者3人）

の場合

計算方法① 2つのサービスを分けて計算する。

通所介護

A法人  $18 \div 20 = 0.9 = 90\%$

B法人  $2 \div 20 = 0.1 = 10\%$

地域密着型通所介護

A法人  $9 \div 12 = 0.75 = 75\%$

B法人  $3 \div 12 = 0.25 = 25\%$

計算方法② 2つのサービスを分けずに一体として計算する。

通所介護＋地域密着型通所介護

A法人  $(18 + 9) \div (20 + 12) = 0.84375 \dots = 84.38\%$

B法人  $(2 + 3) \div (20 + 12) = 0.15625 \dots = 15.63\%$

### 【正当な理由等①】

「居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である。」 関連

問 15 「通常の事業の実施地域」とは、どの地域を指すのですか？

答 15 通常の事業の実施地域とは、居宅介護支援事業所ごとの運営規程で定めている地域を指します。

問 16 市町村合併等により、当初の運営規程で規定していた通常の事業の実施地域が拡大した（例：旧〇〇町⇒△△市）場合で、運営規程変更前の通常の事業の実施地域であれば、地域内にサービス事業所が5事業所未満（旧〇〇町内には5事業所未満）であり、紹介率が80%を超えても正当な理由①に該当したが、運営規程変更後も実際には、旧実施地域内（旧〇〇町内）の利用者が大半を占めているような場合は、正当な理由①に該当すると考えてよいですか？

答 16 あくまで現行の運営規程で定められている通常の事業の実施地域で判断しますので、上記の例では、正当な理由①には該当しません。

沼津市では「沼津市高齢者保健福祉計画において定める日常生活圏域内で各サービスを提供する事業所が当該法人の事業所に限られる場合、当該日常生活圏域に居住する利用者に係る居宅サービス計画を除外し再計算すると算定結果が80%以下となる場合」は「⑥その他」として取り扱います。

また、これ以外の場合でも、地域的な事情等も含め諸般の状況を総合的に判断した結果、「⑥その他」に該当する場合がありますので、利用者の居住地や地域内でのサービス事業所の状況等を任意の様式により提出してください。

なお、通常の事業の実施地域が実態と乖離している場合、見直しを検討してください。運営規程を変更する場合は、変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。

特定事業所集中減算の適用を避けるために、通常の事業の実施地域を過度に狭い範囲に設定する場合は、それ自体が「運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなった」と判断されることがありますので、くれぐれもご注意ください。

### 【正当な理由等⑤】

「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合」 関連

問 17 国が示している例示の中に「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合」とありますが、利用者の希望による特定の事業者への集中については、地域ケア会議等で支援内容についての意見・助言を受けなければ、正当な理由があると認められないですか？

答 17 地域ケア会議等の開催状況や本来の趣旨等を考慮し、利用者の希望による特定の事業者への集中については、当分の間、**地域ケア会議等で支援内容についての意見・助言を受けていないことのみを持って、一律に減算適用とすることはせず**、地域的な事

情等も含め個別の状況を確認させていただいた上で、正当な理由に該当するかどうかを判断します。

問 18 利用者の希望によって特定の事業所に集中した場合は、「正当な理由」になるのですか？

答 18 単に利用者が希望したということだけでは、客観性に乏しく、「正当な理由」には該当しません。

「利用者の希望」を理由とする場合には、利用者の希望及びその理由等について、客観性のある何らかの挙証資料を提出してください。

問 19 利用者の希望によって特定の事業所に集中した場合、利用者から個別に理由書の提出を受けなければいけないのですか？

答 19 利用者の希望を確認する方法として、利用者からサービス事業所選択の理由書の提出を受けることも1つの方法ではありますが、一方で、利用者やその家族に過度な事務負担等を強いることになる場合もありますので、**利用者から理由書の提出を受けていない場合でも、支援経過記録等により以下の点が確認できればかまいません。**

- ・利用者へサービス事業所を紹介する方法等
- ・利用者の希望及びその理由

問 20 利用者からの理由書の様式を定めている市もありますが、沼津市では様式は定めないのでですか？

答 20 「利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせの検討」は一連のケアマネジメント手続の根幹部分であり、利用者やその家族の希望を確認するためにも「利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要」であり、「介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めること」が求められています。

このため、特定事業所集中減算の確認用の書類としての「利用者からの理由書」の様式を定めることは考えておりません。

ただし、利用者やその家族の希望を適切に確認するための手法の1つとして、地域単位等で、共通の様式を定めることは差し支えありません。

## 【正当な理由等⑥】

### 「その他」関連

問 21 「その他」とありますが、具体的にはどのような場合に認められるのでしょうか？

答 21 利用者の状況や地域的な事情等、状況は様々ですので、個別の案件ごとに地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して適正に判断します。

このため、事業者から正当な理由があるとして理由書の提出があった場合でも、不

適当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。

主なポイントとしては、

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立っているかどうか
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しているかどうか
- ③特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏していないか  
といったものがあります。

どれも指定居宅介護支援事業所の運営基準の「基本方針」として規定されているものばかりですので、適正に事業所の運営を行っていたが、結果として紹介率が80%を超えてしまったのであれば、その理由や経緯等を理由書に具体的に記載してください。

問 22 「その他」の理由の場合、任意様式による理由書の添付とありますが、どのような内容が書いてあればよいのですか？

答 22 記載内容は、個々の理由により様々なものが考えられますが、特定の法人への紹介率が80%を超えたことについての理由を具体的かつ客観的に記載し、挙証資料等があれば理由書に添付してください。（確認事項等がある場合には、ご連絡します。）

なお、正当な理由の範囲については、市町村が地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して適正に判断することとされており、各事業者において理由を記載した場合であっても、市が不相当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。